

# 福島県バドミントン協会公式ホームページ運用管理規程

令和6年4月13日

福島県バドミントン協会公式ホームページ運用管理規程を、以下の通り定める。

## 【趣旨】

第1条 本規定は、福島県バドミントン協会(以下「公式ホームページ」という)の適正な運営管理を図るため、必要な事項を定めるものである。

## 【用語の意義】

第2条 この規定に於いて、次の各号に掲げる用語の意義は以下の通り。

- (1) コンテンツ 公式ホームページ上で情報提供する内容を構成するテキスト文書，図画，写真，音声，動画等の総称をいう。
- (2) リンク 公式ホームページから他の団体等のホームページに接続できることをいう。
- (3) バナー 公式ホームページ内に表示される広告画像をクリックすることによって、指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。
- (4) 総括管理者 公式ホームページの運用に関し、全ての責任を負う。又、掲載資料に対し不適切と判断した場合には、訂正或いは削除の指示を行う事が出来る。
- (5) 運用管理者 公式ホームページのメニューに関する基本的事項の構築及び発信管理者の登録及び削除を行う。
- (6) 発信管理者 傘下組織及び各支部協会からの関連情報を発信する者。
- (7) 傘下組織 小学生連盟，中学生連盟，高体連，大学関連，実業団，シニア連盟，レディース連盟，教職員連盟，社会人連盟，審判部をいう。
- (8) 各支部協会 県北協会，県中協会，県南協会，会津協会，いわき協会，相双協会をいう。

## 【総括管理者】

第3条 公式ホームページを総括的に管理するため、公式ホームページ総括管理者(以下「総括管理者」という)を置く。

2 総括管理者は、福島県バドミントン協会理事長がその任を負う。

3 総括管理者は、公式ホームページの適正かつ円滑な運用を図るとともに、安全性を確保するため、運用管理者に対し指導及び助言を行うものとする。

## 【運用管理者】

第4条 公式ホームページの適正かつ円滑な運用を図るため、公式ホームページ運用管理者(以下「運用管理者」という)を置く。

2 運用管理者は、webに関する知識を有し、公式ホームページのデザイン等について適宜変更を行う。

3 運用管理者の所掌範囲は次の通りとする。

- (1) 公式ホームページ全体の運用管理に関すること。
- (2) 発信管理者の登録（ID、パスワードの発行）及び削除に関すること。
- (3) 公式ホームページの運用管理システムに関すること。
- (4) コンテンツ相互の調整に関すること。
- (5) コンテンツの作成に関する指導及び助言に関すること。
- (6) 前各号に掲げるものの他、公式ホームページの運用に関すること。

#### 【発信管理者】

第5条 公式ホームページの充実を図るとともに、掲載するコンテンツを適正に作成し、管理するため、当該コンテンツに係る事務を担当する傘下組織及び各支部協会に発信管理者を置く。

2 発信管理者は、傘下組織及び支部協会の組織から選出する。

3 発信管理者の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) コンテンツの作成及び公開とその修正及び削除に関すること。
- (2) 運用管理者との連絡調整に関すること。

#### 【コンテンツの作成及び公開等】

第6条 発信管理者は、各傘下組織の委員長及び各支部組織の会長の指示により、所管する事業に関するコンテンツの作成、修正及び削除に関する事務を行う。

2 ただし緊急にお知らせ等を掲載する必要がある場合は、掲載後速やかに傘下組織の委員長及び各支部会長に報告しなければならない。

#### 【コンテンツの管理等】

第7条 総括管理者は、前条第1項の規定により公開されたコンテンツが、第10条から第12条までの規定に反するなど不適切なものがあると認めるときは、発信管理者に当該コンテンツの修正又は削除を求めることができる。

2 前項の規定によりコンテンツの修正又は削除を求めたにも関わらず、発信管理者が修正又は削除を行わないときは、総括責任者の指示の元、運用管理者は自ら当該コンテンツの修正又は削除を行うことができる。

#### 【問い合わせ先の明記】

第8条 公式ホームページにコンテンツを公開するときは、原則として当該コンテンツを所管する所属等の問い合わせ先を明記しなければならない。

#### 【掲載情報等】

第9条 公式ホームページに掲載することのできる情報の範囲は、次の通りとする。

- (1) 県協会が所管する事業に関する情報
- (2) 他の協会から大会案内等広く参加を呼び掛ける依頼がある情報
- (3) 日本バドミントン協会等上位組織らの依頼による掲載依頼を依頼された情報
- (4) 前各号に定めるもののほか、運用管理者が協会及び会員への情報公開が必要と認める事項

2 発信管理者は、次に掲げる情報を公式ホームページに掲載するよう努めなければならない。

- (1) 大会案内等に関する情報
- (2) 大会結果等に関する情報
- (3) 各種イベントへの参加者の募集に関する情報
- (4) 福島県内でプレーする選手及び関係者へ周知する事項

3 発信管理者は、所管するコンテンツを定期的に見直し、最新の情報を正確かつわかりやすく提供するよう努めなければならない。

#### 【掲載情報の制限等】

第 10 条 前条の規定にかかわらず次に掲げる情報は、公式ホームページに掲載してはならない。

- (1) 個人情報に関する事項
- (2) 政治活動又は宗教活動に関する情報
- (3) 個人に対する誹謗・抽象に関する事項
- (4) 営利を目的とする情報(公営事業、バナー広告等で運用管理者が掲載することが妥当であると認めた情報を除く)
- (5) 著作権等を有する情報を活用する場合であって、事前に権利者の了解を得ていない情報
- (6) 前各号に掲げるもののほか、運用管理者が公益上不適切と認める情報
- (7) 各号に違反した場合は、総括責任者の判断により当該の発信者を解任する事が出来る

#### 【個人情報の掲載制限】

第 11 条 第 10 条の規定にかかわらず、個人に関する情報の掲載については、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)の規定を遵守し、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 会員の個人情報の掲載については、必要最小限に留め、あらかじめ本人、保護者等が同意した場合に限ること。
- (2) 会員の個人を識別できる写真又は映像の掲載については、あらかじめ本人、保護者等の同意を得た上で、当該本人の不利益にならないことが明らかな場合に限ること。

#### 【運用管理システムの管理】

第 12 条 運用管理者は、発信管理者に対し公式ホームページの運用管理システムを利用するための

パスワード及びユーザーID を通知するものとする。

2 傘下組織及び各支部協会の運用管理者が変更になる場合は、速やかに運用管理者に連絡し、前任者の ID 及びパスワードを引き続き使用しないこと。

3 発信管理者は、パスワード等を他人に開示し、又は使用させてはならない。

#### 【リンクの設定等】

第 13 条 公式ホームページにリンクを設定できるホームページは、関連団体等の公共性の高い団体等が開設するホームページとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公式ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性のあるもの
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、運用管理者がリンク先として不適当であると認めるもの

2 運用管理者は、リンクを設定した後に当該ホームページの内容が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、リンクを解除することができる。

#### 【最新のお知らせ】(トップページ)の掲載事項

第 14 条 最新のお知らせに掲載する事項は以下の通りとする

- (1) 福島県大会(傘下団体が開催する事業含む)の開催に関する事項及びその結果に関する事項
- (2) 審判委員会からの周知すべき連絡事項
- (3) 事務局からの周知すべき連絡事項
- (4) 各都道府県からの大会参加の依頼事項
- (5) 各支部開催事業のうち、オープン大会で県内外から広く参加を呼び掛ける事項
- (6) 前号以外で、掲載が妥当と総括管理者が判断した事項

#### 【各支部協会】

第 15 条 各支部協会に掲載する事項は、各支部会長の判断により掲載することとし、掲載した内容については全て各支部の責任に於いて対応すること。

#### 【バナー広告の掲載】

第 16 条 公式ホームページにはバナー広告を掲載出来るものとし、掲載するバナー広告の掲載手続等については、運用管理者が別に定める。

#### 【その他】

附則

この管理規定は令和 6 年 5 月 1 日より施行する。